

奈良市入札監視委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、奈良市及び奈良市企業局が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）について、入札及び契約の過程並びに内容の透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等について、審議を行い、意見を述べること。
- (2) 入札制度等の改革に必要な事項について、審議を行い、意見を述べること。
- (3) 委員会が抽出した工事等に関し、一般競争入札資格等の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由等について、審議を行い、意見を述べること。
- (4) 競争入札及び随意契約における入札及び契約手続並びに入札参加停止に係る再苦情処理について、意見を述べること。
- (5) その他目的を達するために必要な事項について調査し、又は市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）に意見を具申し、若しくは報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

- 2 委員は、人格、識見に優れ、公正かつ中立の立場で、客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議事務が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、当該特別の事項に関する調査事務が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、市長等から第2条第4号に掲げる事項に関し、審議の依頼があったときは、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、再苦情処理の申立てがあった日からおおむね50日以内に市長等に報告するものとする。

(委員の除斥)

第 10 条 委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、自己、配偶者又は 3 親等以内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることをできない。

(報酬)

第 11 条 委員等の報酬の額は、日額 10,000 円とする。

(費用弁償)

第 12 条 委員等の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 3 号）の規定の例による一般職の職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第 13 条 委員会の庶務は、契約課において行う。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 23 号）

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。